

第10回西和賀町議会決算審査特別委員会

令和6年9月10日（火）

午前 9時30分 開 議

委員長 出席委員数は全員であります。

会議は成立をしております。

なお、高橋雅一議長は地方自治法第105条の規定により出席となりますので、申し添えます。

ただいまから令和5年度西和賀町各会計決算についての決算審査特別委員会を開会します。

次に、内記町長並びに柿崎教育長より提出されております説明員は着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

それでは、本日の会議に入ります。

本日は、町民課、農林課、農業委員会、さわうち病院、学務課、生涯学習課の順で審査を行います。

初めに、町民課の審査を行います。町民課が所管するのは3款民生費、4款衛生費であります。

町民課長より決算の概要説明を求めます。

町民課長。

町民課長 おはようございます。令和5年度町民課所管分の決算となります。よろしくお願いたします。座って説明させていただきます。失礼します。庁舎管理におきましては、大きな改修もなく管理できております。庁舎移転以降、ようやく通常どおりの日常に戻って1年たちました。適宜メンテナンスをしていきたいと考えております。

それでは、町民課抜粋の決算書で科目ごとに説明をしていきたいと思っております。決算附属資料は178ページから183ページ、事業シートは62ページと63ページとなります。

初めに歳出から説明いたします。8ページを御覧ください。2款の総務費は、沢内庁舎管理

費、IP告知関連機器及び光伝送路関係機器の管理費、交通安全対策、戸籍住基関係となります。まずは、10節需用費、こちらは公用車管理の分も含みます。燃料費の46万1,403円は、令和4年度と比較して13万245円のマイナス、その下、光熱水費の536万5,222円は21万6,938円のマイナスと、共に減となりました。光熱水費には水道料金も含んでおりますけれども、9割以上が電気料金を占めております。さらに、1行下、10節の修繕料67万6,577円も、内訳として公用車関係の修繕料で14万7,598円と庁舎管理で52万8,979円に分けられます。庁舎横の書庫の中にあります変電室の高圧電源ケーブルの修繕及び書庫の漏電改修等によるものです。また、同じく10節には需用費全体での不用額209万6,648円とあります。内訳は、庁舎管理で162万1,048円、公用車管理で47万5,600円となりました。一番大きいのは光熱水費の電気料及び水道使用料で、合わせて134万9,778円、そのほか公用車のほうでは、廃車した2台のうち1台の車検が年度末であり、そのタイミングで修理不能となったことから減額できずに残った車検費を含んでおります。

12節委託料になります。電気工作物保安業務から宿直代行業務まで、例年どおり実施した各種業務委託料総額で403万3,067円となっております。

10ページを御覧ください。6目は告知端末関係になります。2款1項6目企画費、需用費ですけれども、10節の需用費の修繕料として522万7,200円は、各世帯の告知端末機器に対する引込線の張り替え、修繕、撤去費用、幹線ケーブル等36件によるものです。内訳は、一般家庭分

で32件、幹線修繕で4件です。

それから、委託料、続いて12節ですけれども、N T Tへ委託して関連機器及び光回線の保守管理、昨年度と同額の872万6,080円を支出しております。

その下の使用料になります。I P告知放送システム機器賃借料1,497万7,600円は、光伝送路系の設備機器、いわゆる庁内の基地局の機器になりますけれども、令和5年度は、令和3年3月から5年間リースした契約の更新した3年目になります。そのほか、光回線は東北電力の柱やN T Tの柱及び管路を借りまして、また関連機器についてはN T Tの局舎等の施設に置かせてもらっていることから発生する使用料などで、毎年支払いが発生しているものです。総額2,547万2,077円となっております。詳細については、備考の内訳のとおりです。

その下の14節、工事費2つになります。引込線設備工事ですが、告知端末の新規設置の場合は個人負担金5万円をいただいておりますが、実際にかかっている費用が202万9,500円、9件分となります。もう一つ、道路拡張工事や、電柱、N T T柱の更新などから電柱支障移転により発生する工事費用272万6,900円、こちらは7件分となります。

ただいまの説明の6目の企画費につきましては、決算附属資料62ページ、地域情報通信基盤施設管理費として事業シートに載せておりますので、ご参照いただきたいと思います。

続いて、12ページの中段から3項の戸籍住民基本台帳費に移ります。12ページの一番下の11節の中に役務費の証明書交付手数料5,577円とありますが、金額は小さいですけれども、4年度にはなかったものです。キオスク端末の運用におきまして、証明書を交付するごとに地方公共団体情報システム機構J-L I Sや端末導入業者への支払いが発生します。3月から運用開始しましたけれども、2月のテスト期間も含めまして13件の交付がありました。総額がこの

金額となります。

14ページを御覧ください。3項1目の戸籍住民基本台帳費においては、住民基本台帳ネットワークシステム、住民情報システム、戸籍総合システム等、各種システムがございますが、それらの保守委託料として例年どおり総額465万580円を支出しております。また、これらの機器等の賃借料からシステム利用料が、1つ下の13節使用料及び賃借料で総額1,940万4,904円の支出となっております。

この中で説明を要するものとしましては、下から3番目のマイナンバーカード申請支援業務委託料12万9,140円、これは5か所の郵便局へマイナンバーカードの申請支援に係る委託料となります。それから、マイナンバーカードのお話なのですが、一般質問で質問いただいた際に7月末として交付率をお答えしましたけれども、翌日、J-L I Sのほうから最新情報来ましたので、この場を借りて情報提供させていただきますと、交付率は8月末で75.9%になります。ちなみに、申請率については85.8%というふうになりました。

それから、その下、2つは、12ページの一番下の11節の役務費でキオスク端末の交付手数料について説明しましたが、ここのキオスク端末保守業務委託料2万2,000円は、端末導入業者へ毎月機器保守料金として3月の一月分の支払いということになります。もう一つのキオスク端末管理事務業務委託料6,600円は、設置している川舟郵便局への管理委託料として3月の一月分となります。

また、委託料12節で繰越明許費として1,381万4,000円と記載ありますが、内訳としては3つありまして、1つが戸籍附票システムの改修業務、これが総務省関係ですけれども、455万4,000円、2つ目、戸籍情報システム改修業務、これは法務省関係ですけれども、561万6,000円、3つ目が住民情報システム改修業務、こちらも総務省関係になります364万4,000円となります。

いずれも国が示す仕様に従って改修することとされておりましたが、年度内の指示が見込めず、全額繰越しとなったものでございます。

続いて、14節の工事費、キオスク端末専用電源配線設置工事18万7,000円は、川舟郵便局内で端末設置用の専用の電源工事となります。

それから、18節の負担金ですけれども、自治体中間サーバープラットフォーム運用経費負担金209万6,000円は、令和4年度と同額のものとなっております。

続いて、3款民生費は、消費者行政、人権擁護、更生保護等の社会福祉関係、防犯対策費、国民年金に関する科目となります。

16ページを御覧ください。社会福祉総務費、負担金、18節の一番上の消費者行政事務受託負担金として支出87万8,785円です。北上市消費生活センターとして北上市役所の中に事務局がありまして、人口割相談件数の割合から経費負担を北上と西和賀で9対1の案分で、北上市のほうに支払っております。こちら最終的に県補助が充当されている事業なのですけれども、補助額の確定も年度末になることから予算の減額ができないという事情で、毎年不用額が発生しております。18節の25万9,783円のうち、約半分の13万8,215円がこれに当たります。残りは、遺族会の補助金として、不用額として実際に活動実績とならなかった分の12万円も含まれております。

続いて、20節貸付金、消費者救済資金貸付制度預託金300万円、岩手県消費者信用生活協同組合が運用している事業で、自治体が預託金として預けた金額を資金として、多重債務者等の救済を目的として貸付けを行っております。資金は、毎年雑入に元金として戻ってきます。運用状況の詳細につきましては、決算附属資料180ページを後ほど御覧いただきたいと思っております。

続いて、10節の需用費、防犯対策費ですけれども、光熱水費339万8,170円とあります。例年

どおりですけれども、これは町管理の防犯灯及び街路灯の電気料金となります。防犯対策費の10節の需用費の不用額94万192円のほとんどが光熱水費の電気料金の残額となります。

18ページを御覧ください。防犯対策費、材料及び賃借料です。LED防犯灯賃借料805万2,048円は、決算附属資料180ページにもありますけれども、平成29年度から10年間のリースとなっております。5年度は7年目に当たります。今説明した庁内のLEDの防犯灯及び温泉街の街路灯のリース料金となります。

その下の14節、防犯対策費の工事請負費、防犯灯設置工事27万5,000円の内訳は、新規2件と修繕1件となっております。

続いて、18ページ中段から4款の衛生費になりますが、環境衛生、火葬場、ごみ、し尿関係となります。

20ページを御覧ください。12節、環境衛生費の委託料になりますが、にしわが斎苑指定管理料として1,520万、北上ビルメンに対して火葬場の管理料となっております。令和5年度は、3年ごとの3期目の最終年でした。6年度から4期目に入っております。

続いて、2項1目のごみ処理費の7節報償費です。資源回収団体奨励金としての39万9,971円は、各小学校の地区PTA、子供会を中心とした資源回収を行っている7団体に対する奨励金となります。回収内容の詳細につきましても、決算附属資料183ページを御覧いただきたいと思っております。

続いて、12節委託料は、沢内清掃センターに係る管理費及び施設に係る各種業務委託料及びごみ収集に係る委託料の総額で5,239万5,771円となります。この委託料の中で説明を要する点は、22ページを御覧いただきたいと思っておりますが、委託料の中の一番下の不燃物及びばいじん運搬処理業務委託料1,249万3,294円、これは5年度からの新規事業となります。内容は、ご承知のとおり不燃ごみの破碎、運搬、埋立処理を民間

業者へ委託をしております。その費用となります。

その1行上の最終処分場水質分析業務委託料195万8,000円は、こちらも例年どおり2つに分けられます。1つが、最終処分場を所有している場合の法定検査として、一般廃棄物最終処分場等水質分析業務委託料136万4,000円は、昨年度と同額です。もう一つは、最終処分場からの放流水の放射能水質検査59万4,000円となります。歳入では、廃棄物処理施設モニタリング事業として同額の国庫補助金があります。

続いて、18節の負担金、補助及び交付金ですが、1,970万5,000円は、廃棄物処理を広域で運用している岩手中部広域行政組合に対する負担金、それからし尿処理費の委託料として444万1,899円は、ここでの支出と同額が一般家庭からのくみ取り手数料としての収入があります。

それから、し尿処理費の同じく負担金、補助及び交付金、こちらはし尿処理を広域で運用している北上地区広域行政組合に対する分担金です。2,781万6,000円となります。

続いて、歳入に移りたいと思います。決算書2ページを御覧ください。14款2項1目1節、分担金及び負担金として、IP告知端末設置負担金として40万円となっております。新規に告知端末を設置しようとした場合に申込者からいただく負担金として、令和5年度は1件5万円掛ける8件の実績となります。決算附属資料は62ページとなります。

それから、総務管理費使用料として、情報通信基盤施設使用料として1,018万8,220円とは、NTT東日本から入ってくる賃借料です。町内に張り巡らされている光伝送路及びIP告知システムから成る光放送の環境、これは、NTTはこのインフラを利用してインターネットのサービスを各家庭に提供しております。町がNTTへ貸し付けて使用料をいただいて、NTTは町に委託料を支払って、関連機器の保守をして

もらっております。その下、情報通信基盤施設宅内設備使用料現年度分の604万2,600円と過年度分の13万1,400円、いわゆる告知端末の使用料となります。

続いて、保健衛生費使用料として総額272万8,000円の収入となりました。内訳のとおりでございますけれども、件数は火葬場使用料で117件、葬儀場で88件、待合室使用料が31件という内訳となっております。詳細につきましては、決算附属資料181ページにも掲載しております。この火葬場、葬儀場、待合室使用料の過年度分3件につきましては、4年度の決算委員会で、同額の収入未済額という形で説明させていただきました。全て5年の6月中に入金いただいております。

続いて、戸籍住民基本台帳費手数料です。354万3,250円は窓口業務各種証明書の手数料収入、取扱処理件数等の内訳の詳細につきましては決算附属資料178ページを参照願いたいと思います。

それから、キオスク端末証明書発行手数料として2,379円があります。歳出科目の2款で証明書交付手数料としてJ-LISや業者への支払いをしておりましたけれども、歳入におきましては自治体手数料として2,379円の収入となったものです。

それから、清掃費手数料、2ページの備考の一番下になりますし尿汲取処理手数料は、一般家庭からのくみ取り手数料444万1,899円ですが、4款の衛生費に同じ額がし尿処理業務委託料として支出しております。歳出の最後のほうで説明した部分となります。

4ページを御覧ください。総務費国庫補助金として205万7,000円の収入があります。内訳は備考のとおりですが、キオスク端末導入に係る経費10分の10の国庫補助です。

それから、戸籍住民基本台帳費補助金として、その1行下になりますが、65万5,000円の収入とあります。内訳は、充当されている科目2款

の戸籍住民基本台帳費の中でマイナンバーカードの交付に係る経費、こちらも対象経費の10分の10の国庫補助です。主に町内5か所の郵便局から支援いただいているカード申請事務委託料及びそれらに係る消耗品や郵便料を積み上げたものとなります。

そのすぐ下、衛生費国庫補助金として、最終処分場からの放流水の放射能水質検査業務になります。最終処分場の水質分析業務委託料として支払いしているもののうち、モニタリング事業として59万4,000円についても、東日本大震災以降継続して10分の10の措置となっている補助金です。こちらも毎年異常なしという結果をもらっております。

6ページを御覧ください。社会福祉費貸付金元利収入として、消費者救済資金貸付金元利収入300万59円がございます。歳出の科目のほうで、預託金として300万預けて元利収入と入ってくる、それがこの科目となります。5年度の利子が59円という意味合いとなります。利用状況につきましても、決算附属資料180ページを御覧いただきたいと思えます。

それから、雑入になりますが、雑入の中の雑入、資源ごみ処理業務還元金として130万1,254円、一般収集されました、いわゆる資源ごみとして分別収集をして、処理料を差し引いた売却益に当たるものになります。

以上が町民課所管分の決算となります。審査のほうよろしく願いいたします。

委員長 町民課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 次に、歳出に関し、ページごとに審査を進めます。

7から8ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。9から10ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 11から12ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 13から14、14ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。15から16ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 17から18ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 19から20ページ、質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 私からは、にしわが斎苑の階段室の漏水の調査を行っておりますけれども、調査の結果、どのような処置をされたのかお伺いいたします。

委員長 課長代理。

町民課長代理 にしわが斎苑の階段室の漏水調査ということで、階段室という機械室に向かう階段があるのでございますけれども、そこで漏水が発生しておりました。その調査をしたところ、外壁のほうにクラックが見つかりまして、そちらのほうの修繕を行うということで、まず5年度のほうは終えております。6年度のお話ですけれども、その調査委託を基に6年度の6月補正で改修の予算を確保しまして、そちらのほうの修繕は完了しておりました。

以上となります。

委員長 高橋宏君。

8番 それでは、にしわが斎苑も委託して大分年月がたっていると思います。令和5年度中で、管理上で何か問題等は発生していなかったでしょうか。

委員長 課長代理。

町民課長代理 お話しのとおり、供用開始から約10年経過してきております。このたびの階段室の漏水等もありまして、やはり躯体的にもそろそろ傷みが出てくるところ、それから施設についてもいろいろな諸問題が発生してくるところだとは思いますが、5年度については大

きな故障とか、そういったものはなく、火葬のほうへの影響はありませんでしたので、ご報告したいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 では、進みます。21から22ページ。

高橋宏君。

8番 不燃物及びばいじん運搬処理業務委託料ということで挙げられております。岩手県中部広域行政組合のほうで、不燃ごみの処理が令和8年度4月からという予定だったのですけれども、様々な状況で令和8年度の供用と入札も行われていないようです。この不燃物の処理に関して、今委託しているようすけれども、不燃物に関しては令和8年供用ができないとなると、ここへの委託がまたさらに延びていくと思われますけれども、現状ではこの処理能力といいますか、そういう点では問題がないということなのでしょうか。

委員長 課長代理。

町民課長代理 岩手中部の不燃ごみ処理施設の建設といいますか、そちらのほうで延期になったというのは皆さんご存じのとおりだと思います。お話がありました不燃物の処理委託をしているところなのすけれども、委託先につきましては、私どもが委託しているところは青森県の三戸町にある処理施設になるのですけれども、向こう30年は三戸のほうの処理施設は大丈夫というふうに向っております。また、その業者に関しては、今関東地方のほうにも新しいものを造ったり、それぞれ処理施設のほうは拡大しているところでしたので、岩手中部のほうが進むまでの間は大丈夫かというふうに予想しております。

委員長 高橋宏君。

8番 それでは、不燃ごみ等の町民の出し方についても、基本的にはしばらくは今のままでずっと移行していくということなのでしょうか。

委員長 課長代理。

町民課長代理 何度か議会のほうでもお話しさせていただいてはありましたけれども、当分の間は、不燃ごみの回収については見直しといいますか、改定は予定しておりませんでしたので、引き続きご協力をお願いしたいと思っております。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して質問し忘れ等ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで町民課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで町民課への審査をひとまず終了し、次の農林課の審査に移るため、10時15分まで休憩いたします。

午前10時02分 休 憩

午前10時15分 再 開

委員長 休憩を解き審査を進めます。

次に、農林課の審査を行います。農林課が所管するのは2款総務費、6款農林水産業費、11款災害復旧費であります。

農林課長より決算の概要説明を求めます。

農林課長。

農林課長 おはようございます。着座にて説明をさせていただきます。農林課です。よろしくお願いたします。

それでは、令和5年度の農業振興課決算の概要につきまして説明いたします。

歳出抜粋資料の5から8ページを御覧ください。6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費は、主に職員の給料、職員手当等のほか、農政推進協議会、岩手県農業大学校後援会及び岩手県農業会議への負担金に関わる支出となっ

ております。

3目農業振興費の1節報酬から8節旅費までは、産業間連携推進会議委員、地域おこし協力隊及び農業担い手支援員に関わる支出となっております。

7から8ページを御覧ください。10節需用費から13節使用料及び賃借料は、公用車両に関わる経費をはじめとする事務経費が主な内訳となっております。

18節負担金、補助及び交付金は、農業関係団体に対する負担金及び補助金のほか、農業団体等が実施する事業補助金となっております。主な事業の概要は、経営所得安定対策等推進事業費補助金201万1,291円、畜産等廃棄物処理事業費補助金2,309万5,290円、新規就農者育成対策経営開始資金交付金150万円、農業振興センター活動推進補助金544万3,000円、総合花卉産地づくり推進事業費補助金370万3,000円、りんどう独自品種開発事業費補助金320万3,000円となっております。

続いて、9から10ページを御覧ください。4目畜産業費は、長原牧場管理運営業務委託料349万300円となります。町有草地維持管理業務委託料50万4,900円のほか、畜産関係団体及び畜産事業に関する補助金、負担金が主な内訳となっております。

10節需用費の修繕料の主な内容及び内訳ですが、湯田地区堆肥センタートラックスケール修繕264万円、湯田堆肥センター堆肥製造棟屋根修繕292万9,000円、湯田堆肥センター堆肥攪拌機制御盤修繕103万2,020円、その他車両車検に伴う修繕となっております。

18節負担金、補助及び交付金の主な内容及び内訳ですが、家畜防疫対策事業費補助金59万4,000円、畜産ヘルパー制度補助金100万円、家畜導入事業費補助金77万円となっております。

11から12ページを御覧ください。5目農地費は、農業用水路等に係る修繕料78万4,245円、川舟地区及び太田・下巾地区農地整備事業に係

る高度土地利用調整事業業務委託料136万8,400円に加え、各種土地改良事業費負担金及び日本型直接支払制度交付金が主な内訳となっております。

10節需用費の修繕料ですが、前郷・新町地区農道ガードレール修繕及び清水ヶ野並びに野々宿地区農業用水路修繕料となっております。

13から14ページを御覧ください。6目農業者施設費は、農業振興課が管理する農村景観活用交流施設、生きがいセンター、農家高齢者創作館及び雪っこトンネルの管理に関する経費が主な内訳となっております。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農林水産施設災害復旧費については、農業用施設災害復旧に係る支出であります。

10節需用費の修繕料ですが、主な内訳として、泉沢地区農業余水吐等土砂撤去397万3,200円、沢中地区畦畔復旧修繕538万6,700円、細内地区畦畔復旧修繕513万400円、太田頭首工護床応急復旧570万5,810円となっております。

続いて、歳入について説明いたします。歳入抜粋資料の1から4ページを御覧ください。歳出の執行に伴う特定財源として、14款分担金及び負担金は、各事業の受益者分担金となっております。

17款県支出金は、各事業の県負担分となっております。

22款諸収入、4項雑入、1目雑入、これは、牛乳処理加工施設使用料相当額2億2,174万7,159円は、株式会社湯田牛乳公社より、令和3年3月末に竣工した新工場が本格稼働したことに伴い経営状況が改善したことを理由として、平成18年度以降、支払い猶予となっていた全額を一括返済したいとの申出を受けたことから、令和5年4月以降にその処理を行ったものでございます。

以上で農業振興課、令和5年度決算の概要説明を終わらせていただきます。

続いて、令和5年度の林業振興課決算の概要

につきまして説明をさせていただきます。歳出抜粋資料の3から4ページを御覧ください。6款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費は、主に職員の給料、職員手当等のほか、有害鳥獣対策、車両の管理費、各種団体等の負担金等に関わる支出となっております。

資料の5から8ページを御覧ください。2目林業振興費は、林道維持管理費のほか、森林資源情報管理システム構築業務委託料470万8,000円、林地台帳更新業務委託料60万5,000円、木育イベント開催業務委託料70万8,400円、森林航空レーザー測量及び森林資源解析等業務負担金2,859万4,568円などが主な内訳となっております。

7から8ページを御覧ください。3目造林事業費は、森林病虫害防除業務委託料144万5,482円、町有林等整備業務委託料が354万8,641円となっております。

次に、4目林業者施設費は、主に志賀来地区生活環境保全林等の管理委託費となっております。

11款災害復旧費は、町有林道に係る災害復旧修繕費用であります。

歳入について説明いたします。歳入抜粋資料の1から2ページを御覧ください。歳出の執行に伴う特定財源として17款県支出金は、森林病虫害等防除事業費52万7,299円、森林整備事業費138万2,856円となっております。

18款財産収入、立木売却収入294万円ですが、町有林の伐採に伴う収入となっております。

22款諸収入、3項貸付金元利収入、3目農林水産業費貸付金元利収入の100万円は、森林組合への貸付金が返済されたものです。

以上で林業振興課、令和5年度決算の概要説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

委員長 農林課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、従前の農

業振興課の歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 では次に、歳出に関し、ページごとに審査を進めます。

5から6ページ、質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 農業みらいづくり基金積立金が令和5年に創設されたのですが、この基金活用のための検討というのは行われたのでしょうか。

委員長 農林課長。

農林課長 ありがとうございます。お答えいたします。

農業みらいづくり基金について基金は活用しているのか、活用は検討しているのかというご質問でございます。ご質問の基金につきましては、条例において、「西和賀の基幹産業である農業を将来にわたり安定的かつ持続可能な産業として振興、発展を図るための施策に要する経費の財源に充てる」ということで条例化されております。現段階では、残念ながらまだ活用についての検討には至っておりません。今後目的とされる資金の使い道について慎重に検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長 高橋宏君。

8番 担当課ご存じのとおり、今農業、危機的状況で、水張り問題とか資材高騰等、各部門で農家は非常に苦しんでいると思います。そういう中でこういう基金ができたということで、いろんなことに活用されるだろうなという期待をしたのですが、具体的にどの部分までというような検討もされてこなかったということなんでしょうか。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えをいたしたいと思います。

具体的なその検討状況ということなのですが、現段階ではまだ検討に入っていないというような状況でございますので、先ほども申

上げましたけれども、基金の使い道について今後慎重に検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 今申し上げたように、各農業部門で非常に危機的状況が続いているという中で、具体的な検討がされていないというのは非常に残念です。ほかの質問にかかってくるかもしれないのですけれども、いろんな指標的にも落ちてきている部分があるのは理解していると思います。あとは、例えば今、各地域で水路等点検があるということで草刈りとかしているのですけれども、それについても高齢化が進んで、なかなか、これから来年以降、水路、農道管理できていけるかというような地域での問題もあります。そういうところに、例えば大型機械を購入して町でリースするとか、あとは、具体的にそう言ってもあれなのでしょうけれども、そういう危機的状況の中で、この部門にはこういう機械なり、機械が全てかどうか分からないのですけれども、そういうことすら検討してこなかったということなのか、重ねてお伺いいたします。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えいたします。

農業の関係、物価高騰もございまして、危機的状況というのは町のほうとしても十分分かっているつもりでございます。議員おっしゃったとおり、農業関係は機械等、高額なものになりますので、そういった手当てというのを、農業も幅が広いものですから、どの範囲で手当てできるかというようなことも参考にさせていただきながら、今後検討させていただきたいと思っております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 では、進みます。7、8ページ。

高橋宏君。

8番 2項目あるのですけれども、1つは、リンドウについて様々、ここで生産拡大とか、花卉産地づくり、リンドウの品種等々、補助金が出されております。令和5年度から非常に高温傾向に気象が変わりつつあります。地球の温暖化という影響かもしれないのですけれども。それで、リンドウの、特にお盆の最需要期、一番稼げる時期に、その前に咲いてしまって、なかなか出荷調整が難しいというような状況が続いているのですけれども、そういうことに対しての対策等については行われたのかお伺いいたします。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えいたしたいと思っております。

令和5年度、高温により、需要期より前倒しで花が咲いてしまったが、そのような異常気象への対策は検討しているのかというご質問についてお答えします。近年の温暖化の影響と見られる気象条件の変化については、花卉に限らず、大きな影響があり、今後の気象変動についても大変危惧している状況でございます。この影響は、西和賀町だけではなく、日本全国でその影響が心配されております。しかしながら、花卉において、このことに対応すべく品種改良については、どうしても時間が必要となります。気候を先読みした品種改良等には取り組んでいるものの、追いついていないのが現状でございます。

今現在この状況に対応すべく取組としましては、大型冷蔵庫等を活用した開花時期を調整する出荷と、鮮度保持シートによる出荷する際の箱の中の蒸れを防ぐ対策、そしてリンドウのつぼみの日焼けを防止する、最近の高温に対応しては、遮光シートの導入などを実施して、対応をいたしておるところでございます。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 今課長言われたように、なかなかリンドウというのは、植付け、移植してから五、六年

は最低取るということで、品種改良、またリンドウという、その花の特性上、涼しい高冷地に咲くということで、高温対策にはすぐに品種的な対応は難しいと思われまますので、今行われたようなこと、これからも、この予算の中なのか、また新たに組むかというのはいろいろ考えようなのでしょうけれども、引き続き行っていただきたいと思ひます。

同じページに農業振興センターへの活動の補助金が出されております。この振興センターのあり方を山の幸の経営難と併せて考えていくというような話が予算計上の際にありましたけれども、この検討についてどのような検討がされたのかお伺ひいたします。

委員長 内記町長。

町長 私から回答させていただきたいと思ひます。

具体的に検討委員会等を設けて検討という検討ではなくて、私が就任以来、疑問に思っております山の幸のあり方からしての農業振興センターの関係を整理していきたいというような意味での検討ということでお話しさせていただいたと思ひしております。

山の幸の設立経過、いろいろあると思ひますけれども、現状の取組、あるいはこれまでの私の印象としては、株式会社としての形態の、株式会社は営利を追求するということが基本になるわけですが、それと経営の実態が本当に合っているのかどうかという点を疑問に思っておりますし、またやっている状況を見ますと、やはり準公的といいますか、下支えするようなことを一生懸命やっている中で、そこでお金を稼いでいくということに無理があるのではないかなというような疑問を持った点と、やっていることがむしろ農業を支えていくということであれば、農業振興センターを設立したときの趣旨として、出だしとしては花卉を中心として農業を支えていくということで始めました。始めた当初は、内容からすれば花卉振興センタ

ーでいいのではないかなという議論もありましたけれども、最終的には農業を支えていくと、通常の担当課ではなかなかできないところも踏み込んで特化してやっていくという趣旨で設立したものでございます。そういう点におきましては、むしろ目指すところは合致しているのではないかなというところからの発想で検討していきたいということを再三申し上げております。

ただし、株式会社として設立されたものですから、これまでそうして経営してきた経理上のことであつたり、財務上の問題であつたり、あるいはかなり大きい問題として株主さんがいらつしゃいます。そういうところの整理であつたりとか、なおいろいろやればやるほどといいますか、課題を整理しなければならない点がありまして、そういう点で引き続き検討させていただいているという状況でございます。

委員長 高橋宏君。

8番 山の幸のあり方について、町長なりの考えということだったのですけれども、農業振興センターのほうも、今町長言われたように、花卉という部分が大きくて設立されたと思ひます。いろんな意味で時代が変わつてといひますか、ニーズが変わつてきていると思ひますけれども、かといつて、では今やっている事業をどこでやっていけるのかというようなことも一方であると思ひます。利益追求という部分をやっていくのか、先ほどから言っておりますように、農業の危機的状況の中、人手が足りない中、例えば役場でいろいろ機械等あつた場合、誰がそれを動かしていくのかというような、そういう問題もあると思ひますので、そういう中での検討は、どの程度5年度は進んだというふうには理解すればいいのでしょうか。

委員長 内記町長。

町長 先ほど申し上げましたように、委員会等を設置して目標値を置いてやっているという検討ではなくて、いろいろな私の疑問を持った点と、そして現状からしてどういふ点を整理して

いけばいいのかなというところで行ったり来たりしている状況でございますので、どこまでどう進んだというのは、恐縮ですけれども、お答えできない状況でございます。

委員長 刈田敏君。

1 1 番 西和賀そばまつり事業費補助ですけれども、成果、今大変好評なようでありますけれども、1つ目としては、地元産のそばを全部使っているのかということと、あと成果について伺いたします。

委員長 農林課長。

農林課長 そばまつりの件についてお答えをいたしたいと思います。

まず、そばについては、西和賀町産を使用させていただいているというものになります。

あと、祭りについては、令和5年については8月19日に西和賀そば街道雪室そばと花見祭り、10月14日に西和賀そば街道新そば祭り、10月21日には西和賀農業まつりの出店、そして6年の3月2日から3月17日には西和賀そば街道寒ざらしそば祭りということで盛大に行いまして、たくさん利用いただいているというふうなことでございます。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1 1 番 様々工夫をしてそばを売り込んでいただければと思いますし、次、西わらびのほうなのですけれども、西わらび生産拡大事業費でありますけれども、この点は、現状としてはどのようになっていますか。

委員長 農林課長。

農林課長 西わらび生産拡大事業費補助金に絡んで西わらびの関係になりますけれども、西わらびについては、決算附属資料の95ページの下段のほうにも記載しておりますけれども、西わらび等の山菜の栽培普及と販売を促進することによって、特産化や遊休農地の解消と地域の活性化を図るということを目的に、各団体、それから関係機関と一緒にポット苗の普及を目的に栽

培及び親株養成管理事業を実施いたしております。

事業の概要としては、ワラビ等山菜の栽培普及に関する事業ということで、選別指導会、それからポット苗栽培及び親株養成管理事業を実施しているということでございました。あとは、山菜を活用した製品開発ということで、西わらびという商標登録を使用認定しておるところでございます。あと、プレミアム西わらびの販売もいたしております。今年というか、去年になりますけれども、G I の申請をいたして、それを認可していただくことになりましたので、その祝賀会というか、これも春に開催をいたして、町外のほうに広く周知をいたしたということでございます。

西わらびについては、毎年出発式を5月に開催しておりますので、そちらについても郵便局さん、それから西和賀産業公社さんのご協力の下、継続して開催をさせていただいているということでございます。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1 1 番 西わらびの生産のほうに関しては、現状としてはどういう状況になっておりますか。

委員長 農林課長。

農林課長 生産についてですけれども、令和5年の実績しかちょっと今手元にないのですけれども、一応団体で4団体、面積1.05ヘクタールと、事業費が42万円で、補助金を16万8,000円ほど支出しております。個人については10人で、面積0.47ヘクタールで、事業費57万7,500円のところ、補助金23万1,000円を支出しているということでございます。

いずれ田んぼの、田んぼだけではないのですけれども、水田を活用してワラビ栽培を実施していただいているというところでございますが、ちょっと春先に最近霜の被害が多くなっておりまして、これも温暖化が影響しているのかちょっと分からないのですけれども、そういったこ

とがありますので、何か対策がないかということで普及サブセンターさんともいろいろ検証はしているのですけれども、天気のことになりますので、なかなかちょっと難しいところはあるのですけれども、何かかにかこの対策をできないかということで検証をしているというような状況でございます。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 では、進みます。9から10ページ、質問ありませんか。

高橋宏君。

8番 10ページの農産物生産・加工研究会補助金9万5,000円なのですけれども、予算のときには50万ほどあったと思うのですけれども、この補助金の使われ方についてお伺いいたします。

委員長 農林課長。

農林課長 ありがとうございます。農産物生産・加工研究会補助金について、予算は50万円だったけれども、事業は打切りになったのか、どのような事業内容であったかということのご質問でございます。決算書の抜粋の10ページですけれども、この補助金は、昨年度設立されたにしわが生産加工研究会の活動に対して助成をしております。令和5年度の同研究会の事業としましては、食品衛生法の改正に伴いまして、漬物製造業の営業許可を新たに取得する必要があった会員、西和賀産業公社さんになりますけれども、そちらに対して、その申請手続の手数を助成したということが事業費として使用されたということになっておりました。

以上でございます。

委員長 高橋宏君。

8番 使用はそうだったのでしょうけれども、本来の目的がそういうことであったのか。附属資料の96ページにこの生産加工の事業のことがありますけれども、にしわが食材マルシェから移行した事業だと思えるのですけれども、その参加者の意向でそういうことなのか、今まで加工を

産直等に出せたものが出せなくなって、その補助金ということでそもそもこの補助金だったのかということについてお伺いします。

委員長 高橋課長代理。

農林課長代理 にしわが生産加工研究会の事業のことについてちょっと補足をさせていただきます。

昨年度末、今年の2月末だったのですけれども、生産加工研究会のほうを発足させていただきまして、現在会員は20名というふうになっております。年度末の発足ということでございまして、なかなか会員さんの皆様から、どのような事業をしていくかという部分で決まるところではなかったのですけれども、まず予算が50万円ございましたので、その予算をうまく活用して生産加工研究会の走り出しにつなげていきたいというような話がありました。

皆さんの中で検討した結果になるのですが、先ほど課長のほうで答弁いたしました、説明いたしました漬物の営業許可の関係で、その許可を取らないと大根の一本漬けであるとか、ワラビの加工の面で卸せなくなると、そういった方々がいらっしゃるというお話がございまして、そういった方々が営業許可を取る場合にその分の申請手数料のほうを補助したらいいのではないかなというようなことになりました。その金額等につきましては、4会員さん、4事業者さんになるのですけれども、9万2,000円ということで補助金を出そうということに決まったものでございます。

以上でございます。

委員長 高橋宏君。

8番 野菜、食材マルシェのときにもいろいろ課題があったというふうに私は理解しております。その中で、今度は加工研究会ということなのですけれども、どうも動きが鈍いといえますか、これを続けていくの、ちょっと他課とあれかもしれないのですけれども、産業公社さんの話が出ました。産業公社さんのほうでいろいろ地

域商社的動きもある中で、この研究会は、今言われたような、確かに漬物等できなくなったということでの補助をしたとなると、今後はどうという方向でこの研究会を進めていかれるというふうなことを、5年度中に会員の皆様の中で、来年度のことは分からないのですけれども、取りあえずそういうことの補助を受けた。では、今後の方向性について5年度中に話が出たのか、その点について伺います。

委員長 高橋課長代理。

農林課長代理 今後の方向性について5年度中に出たかという部分でございますが、5年度の中ではちょっとそこまでは、6年度以降のようにしていくかというところまではいかなかったのですが、大変申し訳ないですけれども、6年度7月に会合を開いていまして、その中で、まず会員さんの中からチャレンジングな取組に対して何とか助成できないかという話がございます。今年度については予算ございませんが、来年度、そういった会員さんの取組に対して大胆なといいますか、なるべく使えるような、皆さんが、会員さんが喜んでいただけるような事業をつくれないうことと今検討しているところでございます。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 加工施設については理解しました、今のところということで。

その下の銀河のしずくの産地化推進事業、これも令和5年度新たな事業だと思うのですけれども、この補助したことによっての効果といたしますか、その内容についてお伺いいたします。

委員長 農林課長。

農林課長 ありがとうございます。お答えをしたと思います。

銀河のしずく産地化推進事業費補助金の効果はあったのかというご質問でございます。この事業については、ケイ酸という農薬になるので、購入額の10分の1ということで、

令和5年度は39戸、63.8ヘクタール、実際は作付者の4割が申請されているようですけれども、この方々に対して補助をいたしております。JAの圃場の見立てでは、活用している圃場については、暑さによるごま葉枯病、これの被害が少ないようであるということの回答でございました。

以上でございます。

委員長 高橋宏君。

8番 最近米の値段は非常に上がってきているということ、また銀河のしずくの作付も広がってきております。この農薬補助で病害虫の予防ということだったのですけれども、この補助を受けた方々から、銀河のしずく、これからも作付は増えていくのではないかなと思うのですけれども、農薬補助以外の検討はされていないのでしょうか。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えします。

銀河のしずくの補助金以外に今後の補助金等、何か考えているかということのご質問でございました。現段階では正直な話、まだちょっと考えてはいないのですけれども、いずれ米価もいろいろと金額が上がってきたりだとか、いろいろな周辺の状況変わってきておりますので、農協さんとか、あと関係機関の方と相談しながら、今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

委員長 北村嗣雄君。

1番 私のほうから1件お伺いします。

長原牧場の運営事業についてですが、これも山の幸に委託している事業なのですけれども、去年の決算でも私のほうからちょっとご指摘というか、一応採取についてお話をしたのですが、今回、今年度ももう刈取りが1番は終わっているわけですけれども、現在のところ、去年もそうですが、1番のみの採取になっていますか、乾草については。お伺いします。

委員長 農林課長。

農林課長 ありがとうございます。長原牧場の補助金というか、事業についてのご質問でございました。先ほどの牧草については、1番草のみということになっております。

以上でございます。

委員長 北村嗣雄君。

1番 私も今年度になって若干お世話になっているのですが、草の質そのものは悪くないのですけれども、1番のみの採取なために、実際1番の草を採取しても古い草が交ざって、せっかくの草地の質が落ちているのです。というのは、かなり硬い食い残しが出ると。私、実際思うには、今年のような天候に恵まれている状況の中では2番も採取できるのではないかなというように思っています。それで、私も以前というか、去年までは、他の、いわゆる間屋とか、そういうところからも仕入れていましたけれども、できれば町内の草地を採取できれば利用したいと考えています。それで、実際委託している予算も、この委託料が300万余りですが、これで2番までの採取経費というのは望めないものかどうか、ちょっとその辺お伺いします。

委員長 農林課長。

農林課長 ありがとうございます。お答えをしたいと思います。

長原牧場の牧草の採取ということで、1番草だけではなくて2番草もこの予算の中で採取できないかということなのですけれども、一応こちらでも単価設定して設計を組んでやっておりまして、2番も刈るとなると、その分経費はやっぱりどうしてもかかってしまうということになりますので、現段階ではまず1番草だけということで、なるべくいいところを刈ってはいいるのですけれども、どうしても硬いものがちょっと入ってしまっているというようなことですので、そういうようなことのないように刈っていただくようにしたいと思っております。

以上です。

委員長 北村嗣雄君。

1番 できれば、やはり2番まで刈取りすれば、牧草、質そのものも改善されますので、私のみばかりでなく、畜産農家は少ないとはいっても、飼育頭数についてはかなりまだ現状維持されていますので、ぜひその辺できればなというふうに思います。

以上です。

委員長 北村嗣雄君に申し上げます。最後お願いで終わったような形になりますので、この場は質問という形で今後の運営よろしくお願いたします。

ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 では、進みます。11から12ページ。

(なしの声)

委員長 進みます。13から14ページ、ありませんか。

(なしの声)

委員長 では次に、従前の林業振興課分の質疑を行います。

林業振興課分は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

刈田敏君。

1 1番 ページ数は8ページの森林病虫害防除のほうなのですけれども、山のほうがかなり目立ってきているようなお話も聞いているのですけれども、現状としてこの対策と山の状況というのはどういう感じですか、お伺いいたします。

委員長 農林課長。

農林課長 森林病虫害の部分についてのご質問ということですので、そちらのことについてお答えをしたいと思います。

いずれ確かに最近森林がというか、山が赤くなっていると、枯れているというようなことをお話をされる機会がちょっと多くなっております。あの赤くなっている部分については、ナラ枯れ病となります。以前は松くい虫とか、そちらのことが多かったのですけれども、松くい虫のほうはあまり広がらずに収束しているような

感じなのですが、ナラ枯れ病については秋田のほうからなのか、ちょっと具体的には分からないのですけれども、入ってきておまして、実際に私もかなり町内で見ております。湯田地区については、特に川尻、それから湯田のほうも出ておりました。あそこ、病虫害防除ということで、こちらとしても伐採をして薫蒸をして、そして駆除の活動もしているのですけれども、今赤くなっているところは、行くだけでもちょっと大変なような急斜面でして、その場所だとほとんど、行ってきてそこで作業するのがもう不可能な場所になっておりますので、残念ながらそこについてはちょっとなかなか手を出せない。そして、まず見た感じだと、ほとんどが国有林の中にあるのではないかと思われるような場所ですので、国等でその駆除のほうをやっていただければとは思うのですけれども、国のほうもちょっと手が回らないというようなことで、その部分についてはもう手つかずになってしまっているというような状況でございます。

以上です。

委員長 刈田敏君。

11番 それ広がっていくということは、非常に町としても大変だと思いますので、その辺の対策はまだ講じていないということですが、今後に関してはそういう対策等は考えていくつもりなのか。

委員長 農林課長。

農林課長 森林病虫害について対策がなかなか追いつかないということで、今後の対策というお話なのですけれども、先ほど申し上げたとおり、抜本的にそこに行って薫蒸するのは難しいわけですが、要は木を使っていけば、ナラの木にしても、虫というか、病虫害にやられる前にどんどん使っていけばいいこととなりますので、ほかの事業でも今ありますけれども、そういった広葉樹、そちらの活用を進めて、なるべく害される前に使用していくというようなことも目的

として進めていければと考えております。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 6ページの決算のほうで、電気柵の設置事業補助ということで33万8,000円が書かれています。決算として出ております。これは、申込みされた分には全て応じたということの金額なのでしょうか。

委員長 農林課長。

農林課長 ありがとうございます。電気柵の設置補助についてお答えをいたしたいと思っております。

要望があった件については、全て対応をさせていただいておるものでございます。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 思ったより少ないのかなという感じがするのですけれども、被害が大きい割には申込みが少ないのか。ということになりますと、被害は相変わらず出ているというふうに聞きます。電気柵の申込みが少ないというのは、電気柵は設置してからの管理も非常にやっていかないと効果が出ないという部分があって、そういう部分での申込みが少ないのか、それともそもそも電気柵の補助があるということの周知がされていないのか、その辺のところについてはどのように担当課としては見ているのかお伺いします。

委員長 農林課長。

農林課長 ありがとうございます。電気柵の申請件数が5年度については少ないようだけれども、周知のほうはどうなっているかということなのですけれども、一応まず5年度については7件で、3,944メートルほど実績がございました。実際議員がおっしゃるとおり、電気柵を設置するとなると、設置してからの管理、草刈りをしないと漏電をしてしまって、なかなか効果が発揮できないということもあります。私も、実際自分で設置をしたりもするのですけれども、設置をするのも結構大変な作業ということになりますので、なかなかやりたくてもやれない方も

いるのかもしれないです。

あと、ちょっと今年の話になって恐縮なのですが、令和6年については倍増というか、申請件数は増えておるといような状況でございました。

以上でございます。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通しての質問し忘れ等ありませんか。

高橋宏君。

8番 決算附属資料の211ページなのですがけれども、農林課ということで大丈夫でしょうか。下のほうに農業振興費ということで、農用地の利用状況について示されております。近年飼料米とか、ホールクローブ用稲が増えて、水田活用交付金の改正などによって永年生牧草の交付金減少の影響で、離農等で自己保全が増加しているというふうに分析はしているのですけれども、そのとおりの数字が出ていると思います。自己保全農地、いわゆる耕作放棄地につながるような農地が増えているということへの対策としてはどのようなことが行われたのかお伺いいたします。

委員長 農林課長。

農林課長 ありがとうございます。不作付農地が増えているということについての対策ということのご質問でございます。現在地域計画を策定中でございますけれども、やはり条件の悪い農地については、どうしても今後増加していく状況にあります。このことは、残念ですが、やむを得ないことであると今は考えております。今後については、なるべく条件のよい、耕作のできる農地を残して、担い手の皆様に集積することによって、農地を守り、活用していくことが必要であると考えておるところでございます。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 今条件のいいところという話があ

ったのですけれども、実際担当課として、そういう地域の話合いの中で、当然地域で維持できないという場所もあるでしょうけれども、条件のいいところ、例えば県道、町道から近いようなところの維持管理について地域で難しいといった場合、ここは維持してほしいというときに、何かしら担当課としてこういう方法とか、アドバイスというか、そういうのも併せた中で助言を行われているのかについてお伺いします。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えしたいと思います。

条件のいい土地であっても、地域でどうしても作付、耕作できないというような場合のアドバイスというか、そういったことを町でやっているかというふうなご質問だったと思います。実際地域の農地を守ることについては、やはり地域が中心となって事業を、事業というか、進めていただかないと、なかなか前には進まないと思います。そういうことになってきますので、町としては各種委員さん方とお話をし、できないところはできないなりにほかの集落と協力していくとか、隣と協力するとかというようなことを何とか頑張って進めていただきたいと思いますということでお話はさせていただいておりますし、何かいい事業等、国から出てくれば、そういったのを使いながらというようなことでお話はさせていただいております。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 今課長言われたように、自分たちの地域でできないときにはということは当然あると思います。ただ、情報といいますか、そういうのを何か会みたいなところ、情報共有しながら、ここに関しては隣の地域でできるかもしれないというような、そういう協議会的なものの設置の検討みたいなきことはされてはいないのでしょうか。

委員長 農林課長。

農林課長 地域の農地を守るための協議会的なものがないかというお話ですけれども、現段階ではそういった協議会はないのですけれども、現行の農業関係の会議、それから農政推進員さんだとか、農業委員さんだとか、そういった会議があります。それについては、その地域の代表の方々が来ていただいていますので、そこで十分お話しは伺うことは可能だと思いますので、そちらでまず対応していくことになるのかなと現段階では思っております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで農林課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

審査を続けます。

次に、農業委員会の審査を行います。農業委員会が所管するのは6款農林水産業費であります。

農業委員会事務局長より決算の概要説明を求めます。

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長 農業委員会でございます。よろしく願いいたします。

それでは、決算概要について説明をいたします。歳出抜粋資料の3から6ページを御覧ください。ご承知のとおり、農業委員会の主な業務は、毎月1回開催される農業委員会総会と、農業委員、農地利用最適化推進委員合同の全体会議、農地を有効に活用するための農地の利用調整でございます。したがって、毎年の決算も大きな変動は今のところございません。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費については、主に職員の給料、職員手当

等のほか、農業委員及び農地利用最適化推進委員に係る費用と、農地事務におけるシステム利用料についての支出となっております。

歳入は、それに付随した補助金となっております。

以上、農業委員会の令和5年度決算の概要について説明いたしました。ご審議よろしく願います。

委員長 事務局長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。農業委員会については、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 農業委員には、先ほど話がありました地域計画等々の関係で、タブレットが全員に渡されていると思うのですが、農業委員の皆さんのタブレットの活用に関しては十分に活用されているのかお伺いいたします。

委員長 事務局長。

農業委員会事務局長 お答えをしたいと思います。

農業委員さんと農地最適化推進委員に配付されているタブレットについてですけれども、このタブレットについては、農地の維持を目的として導入されております。転用の関係ですとか、農地の状況等々をそのタブレットで、現地に行きすぐ見ることが可能であるということでございます。今まではどうしても紙で、現地に行っても、本当にここにいるか分からないような状態で見るしかなかったのですけれども、今は現地に行き、場所、そして状況等確認ができるということで、今回地域計画の策定、それからふだんからの農地の維持ということについてご使用いただいているということでございます。今後は、今度は地域計画でのデータ等も取り組むような形になってくると思いますので、ますます利用されるということになると思っております。

以上でございます。

委員長 高橋宏君。

8番 活用されているということなのですからけれども、地域計画策定のためというのが一番大きかったと思うのですけれども、使用に関して十分、農業委員さんたち、使いこなせているということでもいいのでしょうか。

委員長 事務局長。

農業委員会事務局長 お答えをしたいと思います。

タブレットの使用について、委員の皆様が使いやすいかというご質問であると思っております。私も、4月から農業委員会のほうになりまして、そのタブレットについては、どうしても委員さん方から非常に難しいと。スマホを使っている方であればいいのでしょうけれども、そうでない場合もございますので、なかなか覚えるの大変だということのお話は伺っておりました。ですので、委員会があるたびに必要に応じて教育というか、指導については行っておりますし、あと委員さんの中にもそちらにたけたというか、できる方もおりますので、委員間で聞いたり、やり取りをしていただいているというところも見させていただいております。いずれ今後は、やはりどうしてもこういったタブレット、GISとか、GPSとか、そういった機能を使って事業を進めていくことになると思いますので、なるべく委員さん方にも、ちょっと難儀をかけているのですけれども、覚えていただきながら利用していただきたいと考えております。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 今言われたように、全員がというのはなかなか難しい部分があると思うのですけれども、そういうときには、基本的には役場に来て聞くということなのか。ちょっと他の課にわたるのか、この質問は適切か分からないのですけれども、せっかく集落支援員さんみたいな方がタブレット、スマホに関しては使用できるというような話もあるのですけれども、タブレットの使用に関してどこに行っておいて、せっかく購入、

渡されたタブレットですので、うまく活用していただきたいと思いますと思うのですけれども、そういう活用に向けた工夫等について伺いたします。

委員長 事務局長。

農業委員会事務局長 お答えしたいと思います。

タブレットの使い方の、委員さん方がより使えるような工夫ということのご質問であったと思います。先ほどの回答とちょっとかぶる部分もあるのですけれども、いずれタブレットについては、町の職員、それから使える委員さん、そういった方々からの指導もありますけれども、岩手県農業会議さんのほうともつながっております、そちらからも職員を派遣していただいて、やり方、指導していただいた経緯もございますし、今後も、委員さんはどうしても替わりますので、必要に応じて来ていただいたりして、使い方については教えていただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで農業委員会が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで農業委員会への質疑をひとまず終了し、次のさわうち病院の審査に移りますが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午後1時00分 再開

委員長 休憩を解き審査を進めます。

続いて、認定第8号 令和5年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の認定についての審査に進みます。

病院事務長より決算の概要説明を求めます。

病院事務長。

病院事務長 よろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

令和5年度町立西和賀さわうち病院事業会計の決算に係る説明をさせていただきます。今定例会では、冒頭の決算認定議案の上程の際に、その概要をご説明しておりましたので、説明は概況的な事柄についてのみとして、限られた時間でございますので、できるだけ質疑応答の時間を確保して、委員各位のご理解に努めたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、令和5年度の患者動向であります。議案上程の際にも申し上げましたとおり、入院の延べ患者数は7,286人で、前年度対比15.9%減となりました。病床稼働率も49.8%にとどまり、目標としておりました70%には届きませんでした。また、外来患者数につきましても、医科外来は1万9,387人で、前年度対比5.5%の減、歯科についても6,286人で前年度を7.7%下回る結果となりました。

次に、収支でございますが、収益的収支における医業収益ですけれども、入院収益については、前年度対比で13.2%の減収となりました。外来収益も、医科、歯科ともに患者数の減少により、合わせて前年度対比で6.6%の減収となり、医業収益全体では前年度対比で9.3%の減収、金額にしますと5,880万円余りの減額となりました。

別冊の附属資料、業務報告書の2ページ目と3ページ目を御覧いただきたいと思っております。このページ一番下の部分になりますけれども、患者1人1日当たりの診療収入の推移という表を御覧いただきたいと思っております。これは、いわゆる診療単価がどうなっているかということになりますけれども、令和5年度は入院が前年度に比べて1,113円の増、医科外来は347円の減となっております。歯科外来は813円増と大きく伸びており、9,000円台の診療単価となっております。

ます。これの主な理由としましては、医科外来の減については新型コロナ感染症に関わる検査、投薬等の減によるもの、また歯科外来の増につきましては1回当たりの診療でより多くの処置を行うことで、患者さんの通院負担の軽減に取り組んでおり、その成果であると認識しております。

続きまして、決算書の20ページを御覧いただきたいと思っております。20ページの表、上段の表ですけれども、収入に関するものになります。1の医業収益は、先ほどご説明したとおり、全体で前年度対比5,880万円余り減額、その他医業収益も、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種委託の減などにより293万円余り減となり、医業収益合計で5億6,780万2,740円、2の医業外収益は、他会計補助金とその他医業外収益の増などにより、前年度対比で2,452万円余り増の3億4,960万5,210円となり、事業収入合計で9億1,740万7,950円の決算額となりました。

下段になります。事業費用の部分になりますけれども、1の医業費用の(1)、給与費ですけれども、令和5年度は看護師4名、理学療法士、管理栄養士、それぞれ1名の新規採用を行っております。岩手県から医師派遣をしていただいておりますが、その先生に関わる部分については負担金ということになりますので、給与費には反映しておりません。そのため、前年度対比で9,540万円余り減となっております。(2)、材料費につきましては、新型コロナウイルス関係の薬品、あとは使用材料等の購入の減などによりまして1,265万円余りの減。(3)の経費につきましては、医療機器や除雪機等に係る修繕の増、あとは外来診療においては盛岡市立病院及び岩手県立中部病院からの出張診療の回数増に伴う出張診療費の増、諸負担金として岩手県より派遣いただいております医師に係る給与負担金の計上などによりまして、前年度対比2,955万円余り増となっております。このほか、(4)の減価償却費393万円余りの減などとな

り、医業費用は前年度対比433万円余り増となる9億5,883万5,201円となりました。これに医業外費用の2,391万4,724円を加えました9億8,274万9,925円が事業費用の合計決算額であります。

この結果、もう一度別冊附属資料を御覧いただきたいと思っております。業務報告書の8ページ、9ページ目を御覧いただきたいと思っております。この結果ですが、当該年度の純損失、いわゆる赤字額になりますけれども、赤字額は6,534万2,000円となりました。患者数の減による医業収益の減額により、前年度に比べ僻地医療の確保に要する経費等に対する一般会計からの繰入金を5,000万円余り増額していただきましたが、収支の改善には至らなかったということになります。資本的収支の詳細につきましては、決算認定議案の上程の際に説明させていただいたとおりでありますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

地域医療を担う公立病院としまして、24時間365日の医療体制を維持していくためには、本町のような過疎地域ではどうしても採算性が確保できないことや、病院建設における減価償却費を計上していることなどを踏まえ、単年度の収支の均衡を図ることは容易なことではありませんけれども、昨年度に策定いたしました西和賀さわうち病院経営強化プランに基づきまして、限られた医療資源を地域の中で最大限に生かしていくとともに、引き続き適正な収益の確保と徹底した費用の削減に努め、収支バランスの改善を目指していく所存を申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 病院事務長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。事業会計は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 町内唯一の病床を抱える病院として、私

もお世話になってはいますが、非常に先生方、スタッフとも頑張っておられるとは思いますが、なかなか経営的には厳しいと。病院がもうかるのが町民にとっていいことかという、また違う点もあるかもしれませんけれども、決算議会ですし、地方公営企業法を一部適用している中で、やはり経営改善というのはどうしてもついて回るものと思っております。残念ながら昨年度は患者数が減って、特に病床利用率が50%を切って49.8%ということで、今病院事務長から話があったように、経営強化プランというのを立てながらこれから改善していくということだと思いますけれども、さわうち病院のすぐ横に消防署が建設されました。救急に対応していると思うのですが、消防署の救急搬送の依頼がさわうち病院にあった場合、どの程度受け入れているのでしょうか。

委員長 病院事務長。

病院事務長 お答えしたいと思っております。

救急受入れの状況ということで、病院のほうで統計を取っている数値になりますけれども、令和5年度においては154件の救急受入れを行っております。そのうち、夜間、あとは休日等の受入れが70件、平日の受入れが84件という内訳になっております。患者数の合計につきましては、728人という数値を積み上げております。

ただいまの質問は、西和賀消防署さんのほうから要請があった場合の受入れ状況ということになりますけれども、当院で臨床指標を作成する際に西和賀消防署さんのほうからデータを提供していただいている数値になりますけれども、西和賀消防署から要請があった際の救急搬送のカバー率というのがあるのですが、カバー率については53.7%をさわうち病院のほうでカバーしているという状況になっています。救急車の応需数の率、どのくらいの受入れの率かという数値になりますと、88.3%を受け入れているというような結果となっています。当然応需率100%ではありません。消防署のほうから

収容依頼があった後の不搬送事例が昨年度は19件あったということです。この19件のうち、軽症が14件で、中等症が5件というようなデータをいただいております。この19件のうちの受け入れできなかった理由としましては、夜間、休日であると検査ができないという部分と、あとは同じように手術、担当の先生によって、外科的処置が必要な場合がありますが、そういった部分が対応できないということで、他院への搬送をお願いするという部分が昨年度は19件あったということです。

消防署さん、隣にあって、いろいろ連携はしております。年に1回、症例検討会というのを開かせていただいております。その際に情報交換等をしております。当院のそのような実情も十分理解いただいております。消防署さんの判断において、最初からちょっと当院では受入れ厳しいなという部分にあっては、ほかの病院を選択してくれているのかなとは思いますが、その部分も今後も情報交換しながら、特に軽症の受入れができなかったというのは非常に残念なことでありますので、なるべくその部分を少なくしていけるように取り組んでいきたいと思っております。すみません、長くなりました。

委員長 高橋宏君。

8番 私、病床利用率を上げるためには、救急搬送の一時受入れといいますか、そういうのを改善されると、最初にお世話になったということで、たとえその後ほかの病院に行っても、またさわうち病院に帰ってくるという、言い方おかしいですけども、そういうこともあるでしょうから、こういう率を幾らでも上げていくことが病床の利用率の増につながるのではないかなというふうに思っていたのですけれども、やはりこの率を上げるためには、今いろいろ事務長から説明あったのですけれども、たまたま土日当たったこととか、あとはどうしても病院の施設の限界といいますか、そういう部分で受け入れられない部分もあると思うのですけれど

も、この率をもう少し上げていくというような改善するべき点というのは今のところないのでしょうか。

委員長 病院事務長。

病院事務長 その改善策でありますけれども、休日等、土日等は他院の応援の先生方をお願いしている部分が多いのですけれども、その先生方にも町の状況を説明しながら、なるべく受入れをしていただきたいということでお願いはしているところでありますが、なかなか検査、一人職種、例えば診療放射線技師、今現在1人しかおりませんので、交代で勤務という部分にもちょっとできない状態でありますので、そのような医療従事者の充実に努めて、あとは応援いただく先生、当然当院に勤務いただいている先生たちと連携しながら受入れの率を上げていきたい。土日でも先生方、官舎のほうにいらっしゃる場合は、連絡して対応していただいたりもしておりましたので、それらをこれからはちょっと継続しながら、率を上げていければと思います。

委員長 高橋宏君。

8番 前に説明あったときに、病院事務長から、本来入院患者が増える冬期間が令和5年は少なかったというような話があったと思います。コロナが5類になったとはいえ、コロナが発生した場合には病院全体で受入れを何日間かストップしたような状況があったのが影響したのかなというような感じ、私しているのですけれども、コロナが2類から5類になったことによって、その方々にある程度どこか隔離病棟みたいなどころに入ってもらって、なるべく、特に冬期間の受入れをストップしないような方策というのは取られてきたのでしょうか。

委員長 病院事務長。

病院事務長 令和5年度の5月8日から新型コロナウイルス感染症が感染法上の位置づけ、2類から5類となりました。その際に病院では、これまではかなり厳密な受入れ態勢で、陽性の方

々対応してきたところですが、5類になったからといって病気は軽減するわけではありませんので、対策については同じような対策を継続して現在も行っておるところでございます。

コロナ陽性者を受入れする際に、2類のときであれば病床3部屋を使って対応しなければならなかったということもあって、なかなか入院の制限、受入れ制限もしてきたところですが、令和5年度においては幸いにも病棟のクラスター等は発生しておりませんでした。外来のほうで、若干リハビリ等で発生が多く、リハビリを一時中止した時期もありましたけれども、入院のほうにはさほど影響がなかったというふうに認識しております。ですので、コロナの患者さんを受け入れたために患者数が減ったというわけではなくて、もともと少なかったというような結果と見ております。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで認定第8号 令和5年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の認定についての審査をひとまず終わりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここでさわうち病院への質疑をひとまず終了し、次の学務課の審査に移るため、13時45分まで休憩といたします。

午後 1時21分 休 憩

午後 1時45分 再 開

委員長 休憩を解き審査を進めます。

次に、学務課の審査を行います。学務課が所管するのは2款総務費、3款民生費、10款教育費であります。

学務課長より決算の概要説明を求めます。

学務課長。

学務課長 皆さん、こんにちは。学務課の審査、

よろしくお願いたします。

それでは、教育委員会学務課が所管する決算の主な内容について説明いたします。学務課を抜粋した決算書で説明させていただきます。

歳出の8ページをお開き願います。2款1項5目財産管理費、24節、教育施設整備基金積立金9,000円は、基金利子分の積立を行ったものとなります。参考までに、令和5年度末の基金現在高は2億1,104万4,000円となっております。

次に、西和賀高等学校魅力化支援基金積立金1,000円についても、同様に基金利子分の積立を行ったもので、令和5年度末の基金現在高は1,027万5,000円となっております。

続いて、3款2項1目児童福祉総務費の12節委託料について説明いたします。学童保育業務委託料1,140万円ですが、保護者が仕事等により日中家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童に、授業終了後の生活の場の提供等を行っているもので、社会福祉協議会に運営を委託しております。令和5年度利用者数は、湯田学童クラブ、利用児童数33人、延べ利用人数3,204人、沢内学童クラブ、利用児童数28人、延べ利用人数2,098人となっております。開所日数は、湯田学童、沢内学童ともに291日です。

次に、病児保育業務委託料551万2,000円ですが、病気のために集団の保育や家庭での保育が困難な児童を一時的に専用施設で預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援しているものです。委託先は、さわうち協立診療所であり、年間利用者数は68人となっております。

次に、保育所措置委託料(湯本保育園)3,932万7,510円ですが、入所措置人数は令和6年3月末現在で24人となります。その下の川尻保育園は4,697万1,950円、入所措置人数は21人、広域入所分は105万2,590円、入所措置人数は4人で、入所先は雫石町、秋田県の保育所となっております。

続いて、下段の18節、にしわが愛児会補助金

727万3,000円ですが、にしわが愛児会の円滑な運営を図るために、経理担当事務職員の雇用に係る人件費分の経費助成と、児童数減少に伴い保育園措置委託費収入が減少していることから、運営費への助成を行ったものです。

その下の私立保育所等副食費補助金78万200円は、令和元年10月から保育料の無償化となりましたが、国の制度では、副食費については無償化の対象とはなりません。西和賀町では、子育て支援として、国の基準で免除対象とならない3歳以上児の副食費に対しても無償化を行っておりますので、愛児会さんに収入で入ってこない分を補助金として、1人当たり月額4,700円を限度に補助したものととなります。

それでは次に、10款教育費に係る主な決算の内容を説明申し上げます。14ページ中段になります。10款1項2目事務局費、7節報償費、講師謝礼207万4,579円は、西和賀高校魅力化支援事業の学習支援対策として行っている小論文講座や休日の課外授業の講師謝金となります。

下段になります。12節委託料、学生寮運営業務委託料511万2,000円は、西和賀高校の女子学生寮1施設、男子学生寮1施設の運営業務委託料となります。女子学生寮は、社会福祉法人光寿会に、男子学生寮は旅館一城に運営を委託しております。

次に、16ページ上段になります。ユキノチカラ×西和賀高校コラボレーション支援業務委託料220万円ですが、町内の事業者で組織するユキノチカラプロジェクト協議会との共同プロジェクトとして、町内事業者と高校生が連携しての商品開発や販売、そして西和賀の潜在的魅力を発掘し発信する活動などを行いました。具体的には、さわうち病院のオリジナルラインスタンプの作成や、町内飲食店で高校生が考えた新メニューの提供、養蜂家との協力で蜜ろうを使った手紙や容器に封をするシーリングスタンプの開発、そして令和4年度から取り組んだ牛乳で割って飲むコーヒー、カフェラテベースにつ

いては、実際に商品化され、町内の道の駅や結ハウス、ネット販売などをしておりますけれども、好評で、在庫数は少ない状況になっております。このような活動を紹介するために、ユキノチカラ新聞を発行し、町内、そして北上市内中学校等への配布を行いました。西和賀高校の魅力の一つとして大きくPRできたものと感じております。

続いて、2段下になります。西和賀高校PR動画作成業務委託料33万円ですが、ボート部学生寮の紹介動画、そして学校紹介のメイン動画を作成していただきました。この動画は、見ていただいた方も多いと思いますが、編集がとてもしばらしく、今年度の生徒募集等において大いに活用できている状況にあります。高校説明、紹介において、非常に役立っている状況にあります。

次に、少し下になりますけれども、17節、スクールバス369万5,600円は、14人乗りのハイエースを、中古でしたが、更新をしたものです。耳取・川尻方面の運行に使用しております。

次に、下段になります。18節負担金、補助及び交付金の西和賀高校魅力化支援事業補助金633万4,720円の内訳ですが、大きく3つになります。1つ目は、模試・資格検定試験補助が128万9,170円で、内容は生徒の進学、就職の希望をかなえるための学力向上対策として、模擬試験や資格検定に係る受験費用の一部を助成したものです。

2つ目は、給食費補助が263万3,150円で、内容は昼食の副食代に係る経費を助成したことになります。月によって変動はありますが、平均での利用率は65%、利用者は63人となっております。

3つ目は、語学研修補助が230万290円で、オーストラリアのシドニーに生徒5人、引率教員1名を派遣しました。派遣期間は、令和6年2月16日から23日までの8日間で、シドニー市内の高校との交流などを通じて国際理解を深めて

きたところ です。

次に、2つ下になります。西和賀高校学生寮改修費等補助金1,067万7,000円ですが、西和賀高校の学生寮の整備が課題でありましたが、管理運営を含め、湯本温泉の旅館一城さんに旧旅館を改修した形で男子学生寮を整備していただきました。補助率は2分の1、2,000万円以上の改修費であり、上限の1,000万円の補助となっております。今年度から男子生徒5名が入寮しております。また、女子学生寮遊古林にエアコンが設置されていないことから、各部屋と談話室、管理人室にエアコンを設置しております。その費用についても、改修費用補助として2分の1になりますが、67万7,000円を運営者の光寿会さんに補助をしているところです。

続いて、18ページ下段になります。10款2項1目学校管理費、10節、修繕料736万275円の主な内容は、小学校費におけるスクールバス車検修繕、除雪機修繕、消防設備修繕、沢内小学校体育館ガラスブロック、プールろ過器等の修繕費用となっております。

次に、22ページ下段になります。19節扶助費、準要保護児童援助費115万1,640円は、援助を希望する家庭に対して、認定基準に基づき審査を行い、該当児童18人に援助を行ったものです。援助内容は、学用品、給食費、修学旅行費、新入学用品費等になります。

次に、24ページ中段になります。ここからは、中学校費になります。10款3項1目学校管理費、10節、修繕料609万7,742円の主な内容は、スクールバス車検、除雪機修繕、消防設備修繕、バスケットゴール修繕、スクールバス車庫シャッター修繕等になります。

次に、26ページ下段になります。7節、部活動指導員謝金180万2,400円は、中学校に部活指導員を配置し、教員の負担軽減を図るとともに、適切な練習時間の確保を行ったものです。両校全ての部活に1名の指導員を配置しましたが、沢内中学校は特設スキー部にも1名配置しまし

たので、指導員は全体で9名の配置となっております。

次に、28ページ中段になります。19節扶助費、準要保護生徒援助費151万6,076円は、援助を希望する家庭に対して、認定基準に基づき審査を行い、該当生徒14人に援助を行ったものです。援助内容は、学用品費、給食費、修学旅行費、体育実技用具費等になります。

下段からは、学校給食費となります。令和5年度は、新給食センターが稼働し、2年目でありました。調理員の皆さんにも様々な経験を重ねていただき、調理作業のスタイルが確立できてきたと感じておりますし、施設見学や保護者による試食等の機会も増えてきているところでした。決算額は、総額で6,988万2,782円となっております。

34ページ以降につきましては、左上に保育所名を入れておりますが、3保育所ごとの決算となりますので、ご確認をお願いします。

続いて、歳入について説明させていただきます。2ページの中段になります。14款分担金及び負担金の中学校給食費負担金において、5,800円の収入未済が生じているところでした。現時点では、納入済みとなっているところです。

続いて、決算附属資料について若干説明をさせていただきます。決算附属資料の239ページをお開き願います。1、総務関係ですが、(1)、教育委員会議の開催ですが、令和5年度は定例会を12回開催しております。

(2)、奨学金の貸与状況ですけれども、5年度貸付けは16人、うち新規10人で、貸付金額は900万円、償還は51人、償還金額は926万円となっております。

(3)、教員住宅の利用状況は、川尻、湯田中、湯本、新町、泉沢合わせて11戸、全て利用しております。旧教員住宅については、上野々2戸について町内企業にお貸ししている状況です。

240ページは、5年度の児童生徒数、そして主な工事などの資料になりますので、説明は省略

させていただきたいと思います。

以上で学務課の所管する主な決算についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

委員長 学務課長からの説明が終わりました。

これから質疑を始めます。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 次に、歳出に関し、ページごとに審査を進めます。

7から8ページ、質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 子ども・子育て支援事業ニーズ調査業務委託料ということで192万2,800円上げられています。このニーズ調査、どのような結果になったのか、またどのようなことにこの調査が利用されていくのかについてお伺いいたします。

委員長 学務課長。

学務課長 8ページの子ども・子育て支援事業ニーズ調査業務委託料についてお答えいたします。

現在町では、子ども・子育て支援法第61条において、市町村が策定を義務づけられている5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画の第3期計画を策定中であります。この計画には、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期等について定めることとされております。そこで、各市町村には、計画策定に当たり教育・保育事業等の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査を行い、これらを踏まえて各事業量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが求められており、委員ご質問の子ども・子育て支援事業ニーズ調査業務委託料はこの調査を行ったものということになります。

調査結果はどうだったかという質問ですが、調査内容は幅広く、膨大な量となりますので、主な点についてお答えさせていただきます。定期的な教育・保育事業、いわゆる保育所の利用状況を伺ったところ、利用している家庭

は約9割で、残り1割が利用していないという結果になりました。その中には、1割の全てではないにしろ、ゼロ歳児のお子さんを持つ方もあると思われることから、やはりゼロ歳児保育の実施に向けた協議、検討が必要と考えられるところです。また、病児保育や放課後児童クラブをはじめとする地域子育て支援事業については、約6割の方が利用を希望されているという結果になりました。月々の利用回数は少ない、それほど多くないものの、町では実施されていない事業もあることから、この調査を通じて把握したニーズに基づいて実施の検討をしていくこととなります。

以上、かなりはしょってお答えしましたが、この調査の詳細については現在、計画内容の協議、検討を行っている西和賀町次世代育成支援地域協議会で共有しておりますし、その会議資料については議事録と併せて町のホームページにも掲載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 今年度になってからでしょうけれども、学校のあり方の検討等も行われております。この調査の実施結果の部分が学校、保育所を含めたあり方に関係しているというか、影響しているというような部分もあるというふうに理解していいのでしょうか。

委員長 学務課長。

学務課長 このニーズ調査については、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっての資料というふうになりますけれども、当然この部分で把握したことについては今後の保育、そして学校のほうの計画づくりにつなげていかなければならない部分ですので、参考にさせていただきながら取り組んでいきたいと思っているところです。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 では、次に進みます。9ページ、10ページ。

(なしの声)

委員長 進みます。11ページ、12ページ。

(なしの声)

委員長 13ページ、14ページ。

(なしの声)

委員長 進みます。15ページ、16ページ。

普本歌織君。

3番 ここにあります指導主事派遣について伺いたいと思います。

附属資料の134ページにもありますが、事業の詳細を伺いたいと思います。特に派遣は年何回あったのか。小中一貫校を今検討していると思いますけれども、検討に当たっての情報提供や指導、助言はあったのかということをお願いします。

委員長 学務課長。

学務課長 16ページの指導主事派遣負担金についてお答えいたします。

岩手県教育委員会から西和賀町教育委員会へ指導主事の派遣を受けております。こちらのほう、町立学校の適正な運営や学校教員への指導を行っているところですが、この人件費分については約半分を町が負担するということになっておりますので、その負担金の部分の金額ということになります。常時いてもらって、各学校への指導をしていただいている指導主事ということになります。そして、小中一貫校だけではなく、学校のあり方検討全体についても、教育委員会議等の場も含めて共有しておりますけれども、今後小中一貫校で進む方向性が固まれば、指導主事さんには特にこれから協力をいただいて運営体制の構築に向かっていくという形を考えているところです。

以上です。

委員長 では次に、唐仁原俊博君。

6番 16ページ中頃です。18節負担金、補助及び交付金のところ、地域みらい留学参画負担金

88万円となっています。これの概要を教えてください。

委員長 学務課長。

学務課長 16ページの地域みらい留学参画負担金についてお答えいたします。

島根県に事務局がある一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォームに加入し、地域みらい留学としてのオンライン合同学校説明会や対面説明会などのイベントの開催、また様々な情報発信を含め、地方創生交付金の手続等の事務の支援なども受けているという状況にあります。具体的には、合同のオンライン説明会は6月、7月、8月に3回ずつの9回、オンラインの個別説明会は7月、8月に1回ずつの2回、そして9月23日、24日には東京での対面合同説明会に参加し、募集活動を展開できたところです。特にも東京での対面説明会は、全体として訪れる方も多く、非常にチャンスを得ることができるイベントであると感じているところです。

以上です。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 これは、性質的には1回限りの拠出になるのか、毎年なのかというのは。

委員長 学務課長。

学務課長 この負担金は、毎年支出になる形のものであります。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 これは、先ほど東京での説明会の話もされていましたが、やっぱり町が単独でやるのではなく、こういうプラットフォームの上でやったほうが成果が上がるという判断の下で出しているということによろしいですか。

委員長 学務課長。

学務課長 そのとおりです。興味を持っていただいている中学生、やっぱり単独ではなかなかPRというのは厳しいところあると思いますので、こういった県外募集に取り組んでいる高校さんがそろった場に来ていただいて、説明できるという機会は大きなチャンスだというふうに捉え

ているところです。

今年の部分で申し上げると、全国でこういうふう地域みらいのほうに入っている学校は140校ほどありまして、8月に、この間東京に行ってきましたけれども、その8月のブースでは80校ぐらいがブースをつくってPRしているというところで、やはりそういった全体的なイベント的な部分での集客力は非常にあると感じているところでした。

以上です。

委員長 普本歌織君。

3番 心の教室相談員謝金に関わってですけれども、附属資料の138ページに説明があって、湯田中学校と沢内中学校で開設していると。開設日210日、相談件数632件と、思ったより使われているなという印象だったのですが、どのような効果があるかということについてお知らせください。

委員長 学務課長。

学務課長 両中学校に1名ずつ配置している方は、今の状況ですけれども、保育所のOBの方で、子供さん、小さい頃から中学生の状況も分かっている方で、中学生としても細かな悩み事からそういった部分、話を聞いていただける状況にありますので、本当に細かな悩みというか、気軽に相談できる部分が中学生の成長というか、そういった部分に大きく役立っているというか、助かっている部分だと感じているところです。そういった以前からのつながりもあって、本当にストレス、不安の部分、気軽に相談できる環境づくりというのがまずできているところで、こういった件数もあるのかなというふうに感じているところです。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 西和賀高校の支援について、前の14ページから続いておりまして、16ページに特にいっぱい支援事業についていろいろ補助金等あるので、ここで質問させてもらおうのですけれども、

令和5年度春の西和賀高校の入試希望者が定員を大きく上回るということで、非常に話題にもなりましたし、現在町としても、さらに今年度もということでもいろいろ活動しているところだと思います。特に県外、町外のお子さん方、保護者の方々から、この事業の中で評価されていること、こんなことをやっているところに行きたいというような話があると思うのですが、事業の中で特に評価されている点などについてお伺いいたします。

委員長 学務課長。

学務課長 西和賀高校の魅力の部分でのお話ですけれども、やはり学習支援、個々への対応の部分、その部分の学校の魅力というのが、北上、町内でもすけれども、大分周知というか、深まってきている状況にあるというふうな部分を感じられているので、そういった部分が生徒の増につながってきているのかなというふうに思っているところです。

あと、町としても、こういった学習公営塾をはじめとする部分の学習支援や、模試等の資格検定補助とか、あとレストランテとか、様々な支援をしている部分の浸透も図られておりますし、あと先ほどのユキノチカラの部分の学校の魅力的な活動、そういった部分もかなりPRが、PRというか、浸透がされているのかなというところ、あとは入ってからの生徒さんからよく聞く声としては、やっぱり学校の先生と生徒さん方の距離感、そこが近いと感じて、そういった部分の丁寧というか、親切というか、個々への対応がしっかりしているという部分を感じている部分というのが大きいのかなというふうに感じているところでもあります。

あと、すみません、フォローを教育長にお願いしたいと思っておりました。

委員長 教育長。

教育長 私のほうからも若干つけさせていただきますが、先ほどから、いろいろと支援をしていることを通して、子供たちが失敗を許される環

境になっているということが非常に大きな力になっているなということがあります。それから、学校の先生方が今の求める人間像というか、資質、能力をきちっと分析されて、それに対するニーズ、いろんな活動、キャリアアップにつながるような活動、地域の本気の皆さんからの支援とか、そういうのをいただいていることが非常に魅力になっているのかなというふうに思っております。いずれ成果としても、しっかり学習が、学び方を知って卒業できるというような子供に仕上げていっていただいているということがすごく大事なポイントだったなというふうに思っているところです。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 学習の個々への指導とか、先生方の距離の近さ、あと失敗を許される関係等々、県立高校ですから、町でいろいろできる部分は限られているとは思いますが、そうなりますと今後のことを考えたときに、やはり現場の先生方、県立高校ですので、限られた先生だと思えるのですが、町として、そういうところの指導者の足りなさみたいのところへ何か保護的にやっていくようなことの検討というか、実際やられたことというのはあるのでしょうか。

委員長 教育長。

教育長 先日も校長先生とお話をしましたが、探究の時間というの、本来は学校のほうの教育課程として先生方がいろいろと計画を立てて行うのですが、これはもう町のほうにお任せしているというか、だから先生方の時間数がそこには取られていない。ただ、常に生徒の様子は見ていただいておりますし、まとめるときの支援はしていただきますが、そういうカリキュラムをつくったり、実際に人を呼んだりするということについては、私たちのほうも一生懸命協働的なことをさせていただいているところがあります。ほかにも授業の補完ということで、塾の講師さんに授業を補完する意味での学習を支援

してお互いやっているというところがありますので、そういう面では少しでも力になっているのかなというふうに思っているところです。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 では、進みます。17、18ページ。

(なしの声)

委員長 では、19から20ページ。

唐仁原俊博君。

6番 20ページの14節工事請負費のところ湯田小学校屋上手摺設置等工事でありますけれども、これは何かあつての設置なのかどうかというのを教えてください。

委員長 学務課長。

学務課長 20ページの湯田小学校屋上手摺設置等工事についてお答えいたします。

湯田小学校1階の上の屋上及び避難通路に手すりがありますけれども、劣化による腐食等が進んでいたことから撤去しましたけれども、避難通路側には再度手すりを設置したものととなります。職員室の上の屋上の部分は、現在使用していませんので、児童等が入れる状況にはしていないことから、1階屋上の手すりの再設置は行っていないという状況になります。外して、避難通路側に再度手すりを設置したというふうな内容になります。

委員長 ほかにありますか。

(なしの声)

委員長 では、進みます。21、22ページ。

(なしの声)

委員長 23、24ページ。

(なしの声)

委員長 25、26ページ。

高橋宏君。

8番 部活動指導員謝金についてお伺いします。これは、中学校の部活動指導員配置ということで、附属の142ページに書かれていることだと思います。令和5年度の指導状況についてお

伺いたします。

委員長 学務課長。

学務課長 部活動指導員についてお答えいたします。

湯田中学校は4名、ソフトテニス、野球、バレーボール、卓球の各部に1人ずつ指導員を設置させていただいて、活動時間についてはトータル726時間、活動日数は307日、沢内中学校は5名ということで、ソフトボール、柔道、野球、バドミントン、そして特設のスキー部ありますので、その方入れまして5人の設置ということで、活動時間は305時間、活動日数は136日ということで、学務課の部活動指導員のほうの配置事業では、基本平日分の部活動を対応しているということですが、ただ中総体とか、新人戦とか、土日対応している部分もありますので、そういった部分はこちらのほうで、私というか、学務課のほうで対応している部分もあります。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 この事業は、いわゆる地域スポーツ型に移行するための前段階というか、そういうふうではないかというふうに捉えて理解しているのですけれども、そうだとすると、地域スポーツに移行するに当たって、この事業を進めている中でこれからの課題等も見えてきているのかについて伺いたします。

委員長 学務課長。

学務課長 委員さんご指摘のとおり、部活動については、将来的には地域クラブのほうに移行するという形で想定しているところです。ここ数年でというところになろうかと思えます。実際に今、今回というか、中総体を見ても、バドミントン競技においてはクラブで出場したというところもある形にはなっているところです。中学校単位ではなく、地域クラブでの形のものに持っていく形になろうかと思えますので、将来的には、例えばソフトテニスやりたい子、湯田に限らず沢内の子でも参加できるようなもの

になっていく形になりますけれども、今地域スポーツクラブの設立に向けて生涯学習課のほうで検討を進めている状況です。将来的には、ご指摘のとおり、地域クラブのほうに移行する形での取組を今進めているという状況になります。

委員長 高橋宏君。

8番 西和賀町では移行に向けて準備しているということなのですが、今大会の話があったのですが、では実際他市町村で行われているところなどは、学校の名前ではなく、地域スポーツということでの出場になるのか、あくまでもそういう中総体等々の大会のときに、地域スポーツに入っているのだけれども、やはり学校所属というふうになっていくのか、その辺はどのような形になっていくのでしょうか。

委員長 学務課長。

学務課長 参加については、学校単位ではなくなっています。クラブとして参加ということになっておりますので、実際中総体とかですと、役員の方とか、例えば学校から出る形ですが、さらにクラブのほうからも委員さん出てもらって、大会運営をしているという形になります。こういった地域クラブの部分、これから増えてくるものと思っております。

委員長 ほかにありますか。

(なしの声)

委員長 では、進みます。27、28ページ。

(なしの声)

委員長 29、30ページ。

(なしの声)

委員長 さらに進みます。31、32ページ。

(なしの声)

委員長 33、34ページ。

(なしの声)

委員長 35、36ページ。

(なしの声)

委員長 37、38ページ、ございませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して質問し忘れ等ご

ございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで学務課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

では、これで学務課への審査をひとまず終了し、次の生涯学習課の審査に移るため、2時40分まで休憩を取りたいと思います。

午後 2時30分 休 憩

午後 2時40分 再 開

委員長 休憩を解き審査を進めます。

次に、生涯学習課の審査を行います。生涯学習課が所管するのは、10款教育費であります。

生涯学習課長より決算の概要説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長 皆さん、こんにちは。生涯学習課長の菊池輝昌です。教育委員会生涯学習課が所管する令和5年度の主な決算の内容について、令和5年度西和賀町一般会計歳入歳出決算書抜粋により説明いたします。

初めに、歳出から説明いたします。決算書5ページをお開きください。10款4項1目社会教育総務費です。社会教育総務費は、町民大学講座や高齢者大学講座事業、子育て家庭教育支援事業、まちづくり出前講座、男女共同参画推進事業、教育振興運動、学校支援地域本部事業、二十歳のつどい記念事業といった各種事業に係る講師謝礼や消耗品費などの費用と、当課所管の公用車、旧左草小学校の維持管理費用、社会教育団体への補助金となっております。

決算書7ページを御覧ください。10款4項2目公民館費は、地区で管理しないこととなった旧公民館の維持管理費用となります。

続いて、10款4項3目図書館費は、川尻図書

室、太田図書室、さわうち病院図書室の維持管理費用と移動図書館車の維持管理費用になります。

決算書9ページを御覧ください。10款4項4目民俗資料館費及び10款4項5目美術館費です。資料館と美術館、デッサン館の管理業務委託料、施設維持管理費となります。

9ページ中段、10款4項6目文化創造館費です。文化創造館の会計年度任用職員の人件費や総務費と施設の維持管理に関する費用、青少年劇場や中学生演劇事業、銀河ホール常設公演事業などの自主事業に係る費用となります。

7節報償費、定住自立圏民俗芸能公演出演者への謝金についてです。定住自立圏民俗芸能公演出演謝金は、圏域の民俗芸能の保存を目的に、圏域主催公演に相互に団体の派遣を行うこととしており、当町からは北上市のみちのく民俗村まつり民俗芸能公演に湯田みかぐらを派遣し、当町へは町民文化祭に奥州市の市野々念仏剣舞を受入れしております。

14節工事請負費8,646万円は、文化創造館舞台照明設備改修工事の費用となります。

決算書12ページを御覧ください。12節委託料ですが、備考欄の上から4行目、電気工作物から非常用発電機模擬負荷試験業務委託料までは、各種設備の保守委託料となります。演劇指導業務、銀河ホール常設公演業務は、自主事業に係る委託です。

決算書の13ページを御覧ください。10款5項1目保健体育総務費は、学校開放事業やクロスカントリースキー大会事業、漕艇競技事業、スポーツ団体各種スポーツ大会等の助成金などになります。

決算書の15ページを御覧ください。10款5項2目体育施設費は、各体育施設の維持管理費用となります。

決算書16ページを御覧ください。10節需用費、修繕料951万9,072円の内訳は、湯川体育館雪囲い修繕143万円、湯川体育館シャッター修繕

286万円ほか、各施設31件分の修繕費用となります。

決算書18ページを御覧ください。14節工事請負費は、川尻体育館解体工事の費用となります。なお、全体工事費のうち、2,664万2,000円は令和6年度に繰越ししております。

決算書1ページから4ページは、歳入となります。

決算書3ページを御覧ください。23款1項5目教育債は、文化創造館改修事業及び川尻体育館解体事業の財源となっております。

続きまして、決算附属資料について説明をいたします。144ページを御覧ください。下段、町民大学講座事業に事業概要が掲載されておりますが、事業実績の詳細につきましては決算附属資料242ページに掲載しておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

145ページを御覧ください。上段、高齢者大学講座事業では45名が登録し、2コースに分かれ、各8回の学習会を開催しております。なお、詳細につきましては、決算附属資料243ページに掲載しておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

147ページを御覧ください。下段、学校支援地域本部事業は、県の補助金を活用し、学校が行う農業体験や伝承事業、読み聞かせなどの活動を支援するため、地域コーディネーターを配置し、地域ボランティアの依頼や広報紙の発行を行ったものです。

148ページを御覧ください。下段、青少年劇場開催事業は、児童生徒に優れた舞台芸術を直接体験いただく機会として開催しており、令和5年度はオペラを町内小中学校全校児童に鑑賞いただきました。

149ページを御覧ください。上段、中学生演劇講座事業は、演劇を通じて豊かな感受性や想像力の養成、コミュニケーション能力の育成を図ることを目的に開催したものです。

151ページを御覧ください。地域スポーツ活動

体制整備事業は、国の実証事業を活用し、地域スポーツコーディネーターを生涯学習課内に配置、中学校の休日部活動の地域移行と併せ、地域のスポーツ事業のプラットフォームとなる総合型地域スポーツクラブの設立に向けた検討を進めたものです。

242ページから243ページを御覧ください。先ほども申し上げましたが、社会教育、生涯学習に関する事業実績を掲載しております。

244ページを御覧ください。読書活動に関する事業実績を掲載しております。

245ページを御覧ください。文化創造館銀河ホール、歴史民俗資料館及び川村美術館事業の実績を掲載しております。

246ページを御覧ください。生涯スポーツの推進について、体育関係の事業実績、各施設の利用状況を掲載しております。

以上で令和5年度決算の概要について、生涯学習課の説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

委員長 生涯学習課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。唐仁原俊博君。

6番 2ページです。15款1項7目、社会教育費使用料、文化創造館使用料が111万になっています。これは、昨年度の使用料なので、舞台の使用料というよりも、会議室とかでの使用料ということで考えていいのでしょうか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。

工事に入る前に舞台のほうも貸しておりましたし、それからあとは会議室のほうを貸している賃料ということになります。

以上でございます。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 舞台のほう、照明の基幹設備の改修も終わって、今後本格的に活用されていくのかなというふうに認識しています。これ令和4年の決

算でも文化創造館の使用料100万ほどになっていたと記憶していますし、今回も100万を超えていると。ただ、令和6年の予算のほうでは70万円ほどを見込んでいるようでしたので、正直もっと使用料入るのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。

令和6年度の予算ということでございましたけれども、今までの実績ということをしっかり踏まえた上で間違いのない予算ということで、非常に固い予算設定ということになったわけなのですけれども、いろいろな外部からの利用ということを増やすといえますか、そういった取組をしながら利用率を上げていかなければいけないですし、あと当初予算70万ということだったのですけれども、これ実績に合わせて補正をしていくという考え方でいますので、その70万をクリアすればいいということではなくて、当然増やす努力をしていくということでございます。

以上でございます。

委員長 中村ひとみ君。

4番 同じく2ページの川村美術館の入館料ですけれども、非常によい施設なのですけれども、入館料が、入館者が少なく、ちょっと残念ではあるのですけれども、昨年よりも、特に川村デッサン館のほうが入館者が多いように思われます。これの要因というのはどういったことでしょうか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えします。

特に何か新しいイベントをしたとか、そういうふうなことではなくて、ちょっとこちらとしては理由がよく分かっていない部分があるのですけれども、そのようなことでお願いしたいと思います。

以上でございます。

委員長 中村ひとみ君。

4番 自然に増えたのかなと思いますけれども、倍の人数だったので、ちょっと「おっ」と思いました。私も川村デッサン館はとっても好きでして、もっとキャンペーンとかでもどどんPRして、例えばJRと組み合わせてとか、そういう形でもっとたくさんの方に見ていただきたいと思うのですけれども、何か計画とかございせんか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。

令和6年度のこの話になるのですけれども、江釣子地区の交流センターからオファーがありまして、川村美術館の作品の貸出しをしたということをやっております。そのような交流を通じて来場者数を増やすということもそうですし、それからあとSNSですとか、ホームページといったネットワークを使うといえますか、そういったPRということもしっかりやりながら増やすということも取り組んでみたいというふうに思っております。

以上でございます。

委員長 中村ひとみ君。

4番 では、例えばSNS、インスタとか、そういうものをこれから立ち上げていくということではよかったのでしょうか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。

将来的な方向性ということで申し上げましたけれども、まず町のホームページ、ここからきちんとPRする取組を進めたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 では次に、歳出に関し、ページごとの審査を進めます。

5から6ページ、質疑ありませんか。

普本歌織君。

3番 男女共同参画推進事業についてなのです

が、附属資料の147ページにもその内容がありますけれども、その内容が岩手県の男女共同参画センター等が主催する研修会等への参加と、男女共同参画標語コンクールの実施ということですし、決算額が5万1,000円、前年度は3万5,000円ついていたものがこういった金額で、この事業、金額ともに適切であったかどうかということをお願いします。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。

まず、金額の違いからということですが、昨年度、昨年といいますか、令和4年度でございますけれども、男女共同参画のプランを策定をしたということで、その部分で金額が膨らんだと。令和5年度は、その部分がない分、落ちているということでございます。

それで、現在男女共同参画事業をそのプランに基づいて進めているわけなのですが、考え方として4つほどあるのですが、男女共同参画社会を実現していくための意識づくりですとか、あるいはお互いにサポートし合えるライフスタイルの実現、これは女性の家事、仕事の負担軽減、企業の制度拡充と、それから女性の活躍推進の場づくり、女性が参画しやすい組織の構築、それから誰もが安心して暮らすための取組ということで多様性の理解、ハラスメント防止、防災整備の基盤づくりということ掲げて、具体的に今事業を進めているということでございます。

令和5年度を取組内容ということで、決算附属資料のほうにも書かれておりますけれども、若干補足をしますと、いわて男女共同参画オンラインセミナーということで令和5年の6月に開催されておまして、受講者が10名いたということでございます。それから、令和6年の2月ですが、男女共同参画の標語コンクールということで行いまして、応募作品が116作品あったということでございます。それから、3月の7日でございますけれども、家庭教育学

級中央講座、岩手大学の海妻副学長をお招きして講演会を開いたということでございますし、3月19日には男女共同参画プランの推進懇談会を開催をしたということでございます。

そのほかにですが、各課で男女共同参画を進めるためにプランに基づいて事業展開をしているということでございます。量としては、まず計画にのっとって実施をしているのですが、それぞれの課で実施している状況というのはまだまだ十分ではない部分がありますので、これをしっかり取り組んでいくことによって全体の質を上げていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長 普本歌織君。

3番 それでは、生涯学習課で担当している部分に関しては効果は上げているということでしょうか。

委員長 教育長。

教育長 効果についてはですが、令和4年度にこのプランを作成し、昨年度はそれに基づいて、落ち度がないように、しっかり計画したものをまず実行するというところから取り組んでまいりました。例えば標語コンクールに関わっても、集まりのところに行って、そこで男女共同参画についての意見交流がされていたり、育児休業が取れないとか、取れるとか、そういうところのお話もあったり、昔は男の人と女の人の役割があったのだけれども、我が息子たち見ると一緒にやっているとか、そういう交流ができた面については効果的だったなと思っております。あと、そういうコンクールを通して、これからもっとますます裾野を広げていくことと、啓蒙活動を継続的に、今までのように時期が来たときだけぽんぽんぽんではなくて、毎年のようにきちっと見直していく必要があるなというふうに思っているところです。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 では、進みます。7から8ページ。

(なしの声)

委員長 では、9から10ページ。

(なしの声)

委員長 11、12ページ。

(なしの声)

委員長 13、14ページ。

(なしの声)

委員長 進みます。15、16ページ。

(なしの声)

委員長 17、18ページ、ありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して質問し忘れ等ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで、生涯学習課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで生涯学習課への審査をひとまず終了し、本日の日程を終了します。

明日は午前9時30分から総括質疑を行います。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3時04分 散 会